

# 道路反射鏡（カーブミラー）設置等の手引き

令和7年4月  
小牧市道路課

## 1. はじめに

見通しの悪い交差点や屈曲部に差し掛かった車両の運転者が、交通ルールを遵守する前方及び側方の他の車両及び歩行者を目視することが困難な場合に道路反射鏡（以下「カーブミラー」という。）を設置します。

カーブミラーには特性があることを理解するとともに、設置による交通事故の誘発や交通ルール違反を助長するなどの危険性に留意し、慎重に判断しなければなりません。

あくまでも、カーブミラーは安全確認の「補助施設」ですので、運転者自身の交通ルールの遵守と目視による安全確認が原則となります。

## 2. 本手引きについて

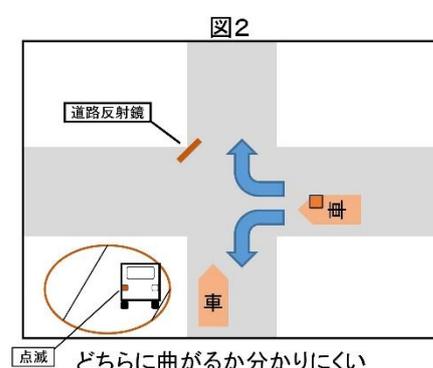
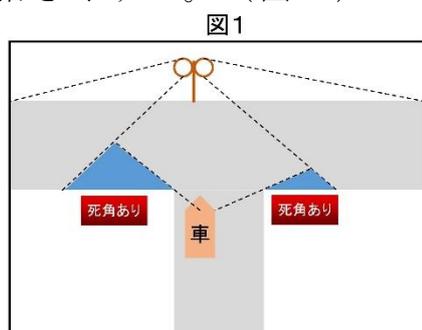
本手引きは、カーブミラーの設置等に関して公正かつ適切な運用を図るため、必要な事項を取りまとめたものです。

なお、本手引きの内容は予告なく変更する場合があります。

## 3. カーブミラーの特性について

カーブミラーの鏡面が対象物を映し出す範囲には限界があり、次のような特性があります。

- ① カーブミラーには見えない部分（死角）が必ず生じるため、死角から出てくる自転車や歩行者の発見が遅れることがある。（図1）
- ② 接近する車両がないことを遠方から確認できるため、通過速度の上昇や一時停止違反を招きやすい。
- ③ カーブミラーに映る車両は小さく見え、遠くに感じやすいため、速度感、距離感をつかみづらい。
- ④ カーブミラーは左右が反転して映るため、手前と奥が逆に見え混乱を招きやすい。（図2）



#### 4. カーブミラーの設置要望について

カーブミラーは公共性の高い道路施設ですので、地域住民の総意により設置することが望ましいと考えます。設置要望にあたっては、設置場所に隣接する住民の承諾と地元区長からの工事申請書を必要としています。

カーブミラーには前項のような特性があるため、目視による安全確認ができる場所では、ご要望に添えないことがありますので、以下の項目を予めご確認の上、ご要望していただきますようお願いいたします。

なお、運転者への注意喚起を目的とする交差点マークや白線等の路面標示、注意看板の設置などの速度抑制対策を優先しています。危険な場所であると視覚的に認知させ、慎重な運転に繋げることが事故を減らす上で重要と考えています。

**※交通事故が起きたという理由だけでは、カーブミラーの設置理由にはなりません。交通事故はあくまでも運転者の責任であり、安全運転を行う義務があります。**

#### 5. カーブミラーを設置できる場所（設置基準）

市が管理する道路（以下「市道等」という。）を走行する車両が、次のいずれかの場所に差し掛かり、一定の見通し距離を確保できない場合にカーブミラーを設置することができます。

- ①市道等が屈曲、屈折する場所（別図第1）
- ②道路標識等による一時停止もしくは信号制御をしていない交差部（別図第2）
- ③2戸以上の住宅かつ駐車場の利用がある市道等との交差部（別図第3）
- ④歩道を有する市道等との交差部において、歩道を通行する歩行者を目視することが非常に困難な場所（別図第4）
- ⑤その他特殊な市道等で小牧警察署との協議により必要と認められる場所

#### 6. カーブミラーを設置することができない場合

設置基準に該当する場所であっても、次のいずれかに該当する場合は

原則、設置することはできません。別紙「カーブミラーを設置できない場合（参考例）」を参考としてください。

- ① 私道（位置指定道路を含む。）及び私有地など、利用者が限定される場合
- ② 道路形状及び交通量等により設置効果が低い場合
- ③ 道路の通行または利用上において安全な場所に設置できない場合
- ④ 雑草や駐車車両など一時的に目視を阻害している場合
- ⑤ 設置場所に隣接する住民からの承諾を得られない場合
- ⑥ その他道路の状況等から公益上、市の管理に属すべきであると認められない場合

## 7. カーブミラーの撤去および移設について

既存のカーブミラーが道路工事等により設置基準を満たさなくなった場合や設置したことにより一時停止、徐行、運転速度等の遵守を怠り、従前より重大事故が多発する場合は撤去します。

また、私有地内に設置されているカーブミラーは、地権者からの申し出により移設または撤去する場合があります。

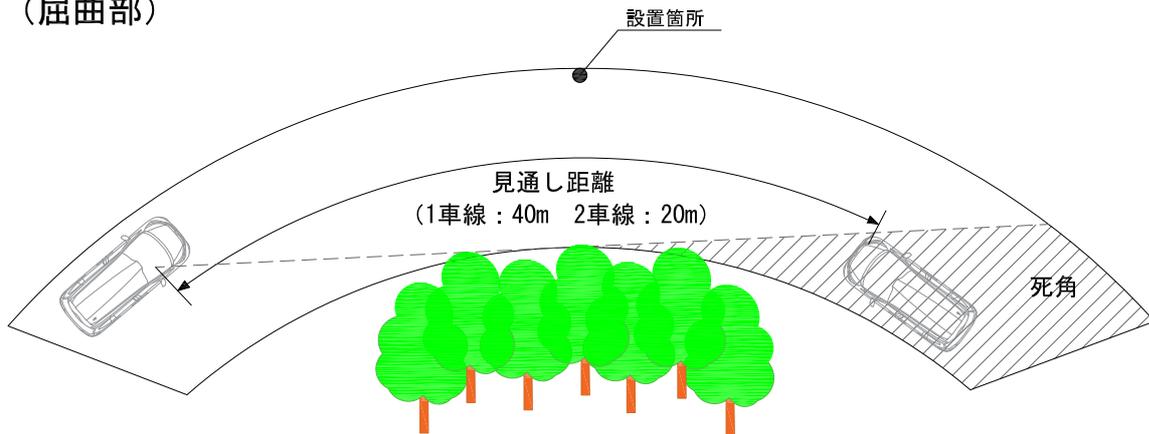
なお、道路上に設置されているカーブミラーについては、住宅建築等の自己都合による撤去または移設には応じられませんので、ご注意ください。ただし、私有地内の形状変更（出入り口等の変更等）に伴う自費工事であれば、道路管理者の承認を受けて移設することができます。

## 8. カーブミラーの道路占用許可について

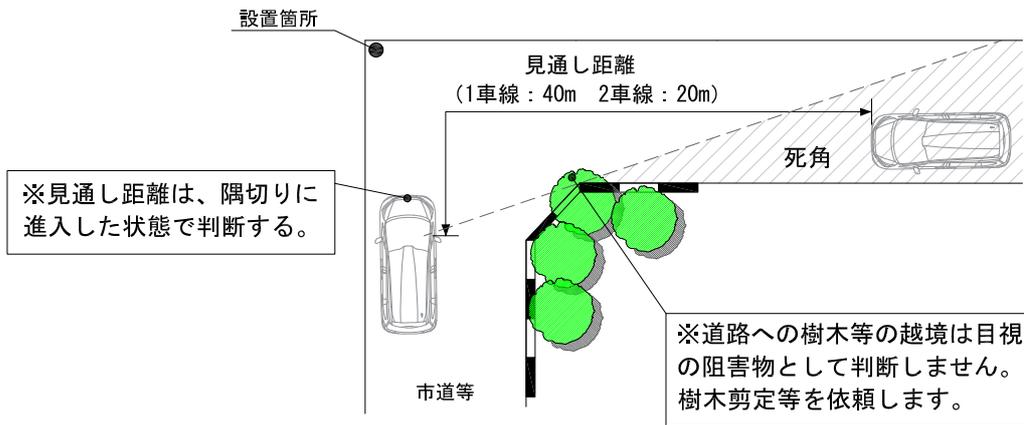
道路管理者以外の者が、私有地等からの出入りのため自己負担により道路上に設置を希望する場合であっても、公的機関以外の申請を認めることはできませんので、道路敷地外への設置を検討してください。

# 別図第1 (単路部)

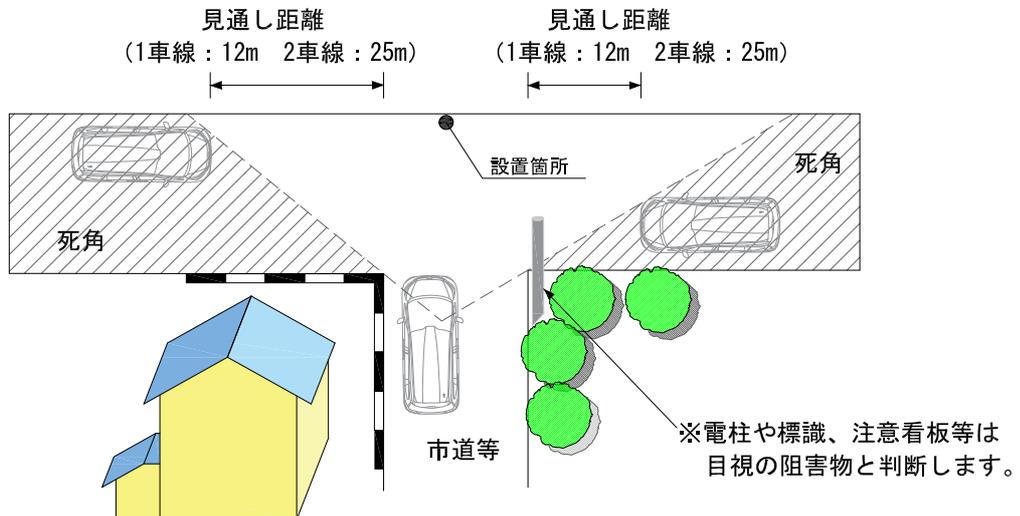
## (屈曲部)



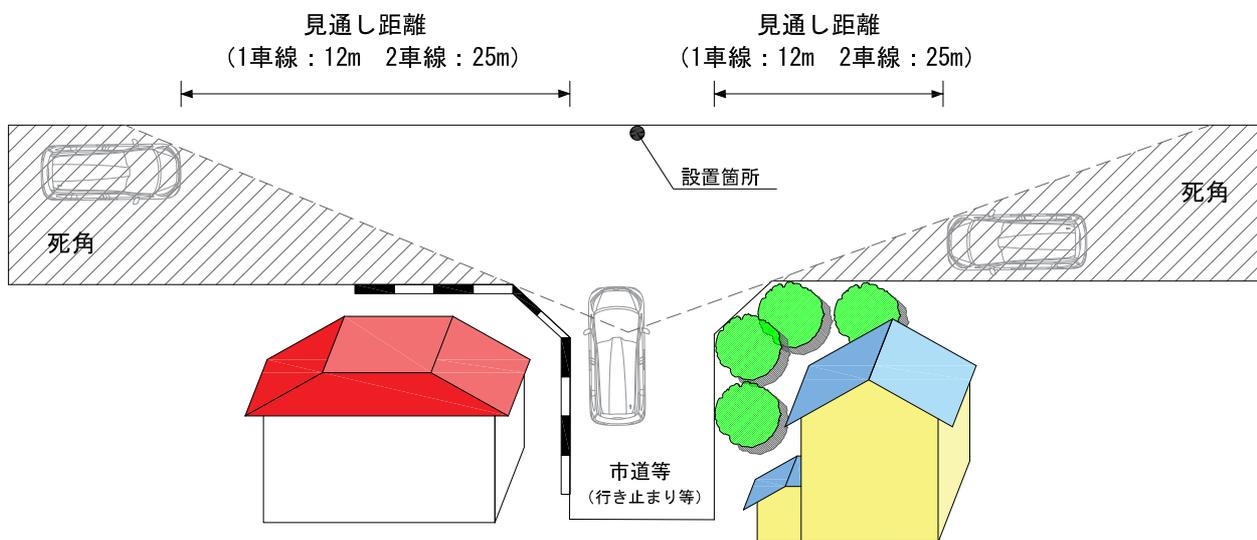
## (屈折部)



# 別図第2 (交差部)



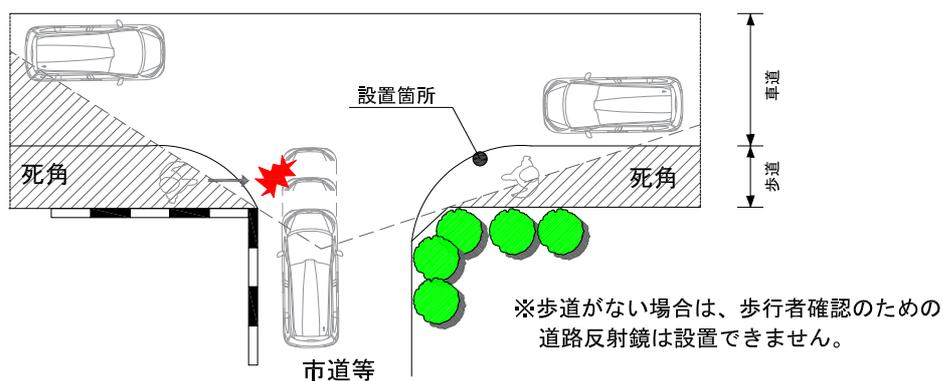
### 別図第3 (行き止まりの市道等)



※住宅が2戸以上あり、駐車場を利用していること。

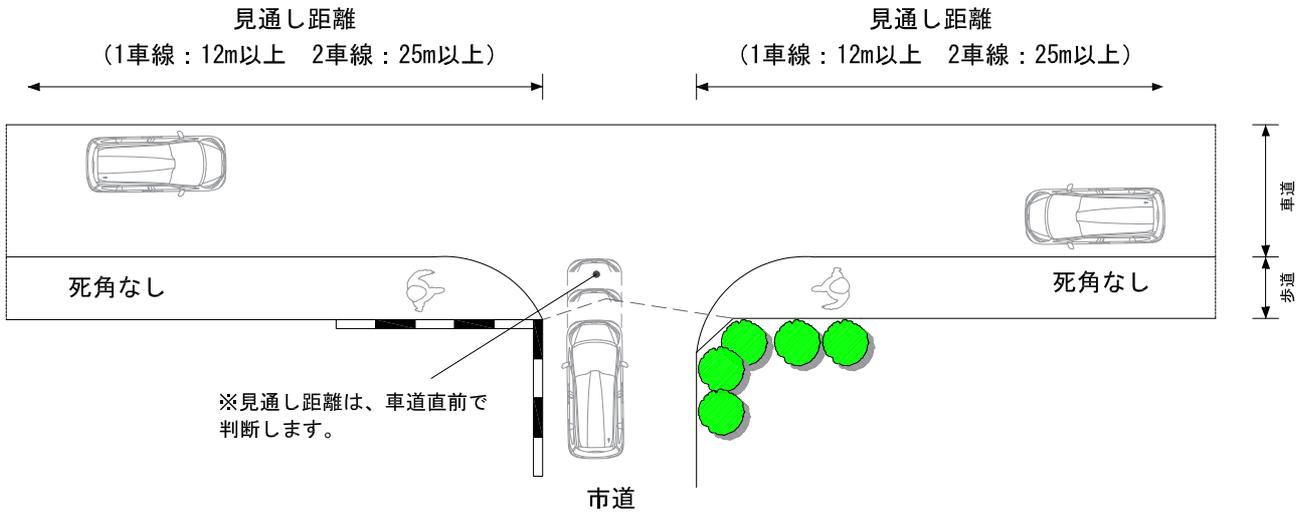
### 別図第4 (歩道用)

※交差点へ進入する場合に歩行者の確認が非常に困難な場合  
(見通し距離は考慮しません。)

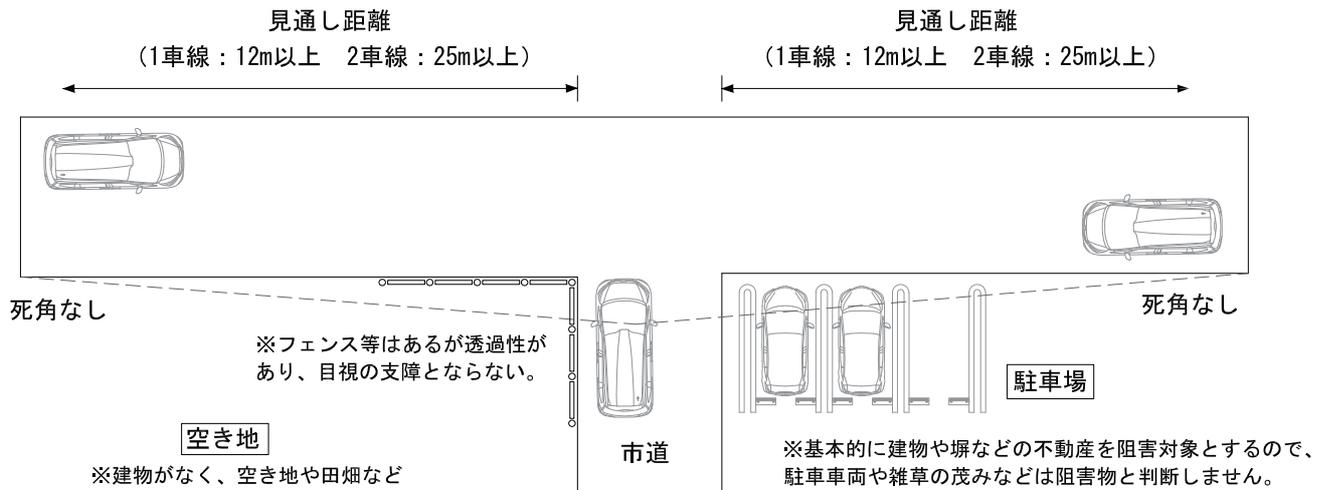


# 【道路反射鏡を設置できない場合（参考例）】

## ① 走行車線まで徐行することで目視が可能な場所



## ② 市有地の利用形態等により見通しが確保できる場所



## ③ 道路交通法による規制がある場所

